

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年4月13日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県大野市中野55-60

氏名 大野開発工業株式会社
代表取締役 齋藤 善有

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0779-65-5910

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 大野開発工業株式会社

事業場の所在地 福井県大野市中野55-60

計画期間 2023年4月1日から2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 D06(総合工事業)

②事業の規模 完成工事高 121,084千円
(直近事業年度 完成工事高)

③従業員数 9人

④産業廃棄物の一連
の処理の工程自己運搬および収集運搬委託により、中間処理業者(再生)へ委託処理
(再生後は、原材料として再資源化)

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

工事受注 ⇒ 処理計画作成 ⇒ 委託契約 ⇒ マニフェスト管理
 (総務) (工事部・総務) (総務) (工事部・総務)

- ①自己運搬
 処分会社と年間処分契約締結
 ⇒マニフェスト管理(交付・受領確認)
- ②収集運搬委託
 委託業者選定・契約
 ⇒マニフェスト管理(交付・受領確認)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2022年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排出量	1034.93 t	t
	排出する「がれき類」は、公共工事および民間工事によるものと工事材料(AS混合物)の廃棄物化である。 発注工事の内容により発生量が増減する為、発生抑制の自社努力は困難であるため実施していない。工事材料の廃棄物化は、発注余剰とアスファルトの温度低下によるものである。 工事材料(アスファルト合材)の余剰による廃棄物化については、余剰が発生しないよう必要量の算出をしているが、発生した場合は自社敷地内や民間舗装陥没箇所の補修等に使用している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排出量	1,000 t	t
	排出する「がれき類」は、公共工事および民間工事によるものと工事材料(AS混合物)の廃棄物化である。 発注工事の内容により発生量が増減する為、発生抑制の自社努力は困難であるため実施しない。工事材料の廃棄物化は発注余剰とアスファルトの温度低下によるものであるため、余剰が発生しないよう必要量の算出をしていく。アスファルトの温度低下による廃棄物化については、工程管理、気温等に留意し減少に努める。今年度の減量計画量は、前年度の工事材料(アスファルト合材)の余剰による廃棄物化量とする。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	がれき類の形状・種類毎に分別し、再資源化施設に運搬処理している。
②計画	がれき類の形状・種類毎に分別し、再資源化施設に運搬処理していく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全処理委託量	1034.93 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1034.93 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) <自社運搬> 処分委託契約を締結 ・年間契約及び工事別契約 <収集運搬委託> 収集運搬委託契約を締結 ・年間契約処分先に搬入の時は処分先に通知し承諾を得る。 ※いずれも、排出する前までに委託契約を締結する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全処理委託量	1000 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1000 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p><自社運搬> 処分委託契約を締結 ・年間契約及び工事別契約</p> <p><収集運搬委託> 収集運搬委託契約を締結 ・年間契約処分先に搬入の時は処分先に通知し承諾を得る。</p> <p>※いずれも、排出する前までに委託契約を締結する。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。